

鳥取県議会会議規則の一部改正について

令和7年2月13日

全国都道府県議会議長会において、多様な層の人材がより議会に参画しやすくするための環境整備を図ることを目的として、「標準都道府県議会会議規則」の改正が行われ、「配偶者の出産」と「家族の看護」が本会議の欠席事由として認められることが明文化された。

※令和6年9月に女性活躍・男女共同参画担当大臣から全国議長会に対する要請があったことから、全国議長会において標準会議規則が改正された。

これを踏まえ、鳥取県議会会議規則について、同様の改正を行うこととしたい。

鳥取県議会会議規則の一部改正の概要

- 1 標準会議規則の改正の趣旨に沿って、本会議の欠席事由として、配偶者の出産と家族の看護を追記（明文化）する。
- 2 その他、会議運営の実態に応じた字句の整理など、所要の規定の整備を行う。
- 3 施行期日は、公布の日とする。

※このたびの改正は、本会議の運営など実態に影響を与えるような実質的な改正ではありません。

※3月21日（金）午前9時30分開催の議会運営委員会において、議会運営委員会発議とすることを協議する。（改正内容に対する意見等は3月17日（月）までに議会事務局に御連絡ください。）

会議規則改正案

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産<u>（配偶者の出産を含む。）</u>、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(休会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき<u>又は</u>議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p>	<p>(休会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき、<u>又は</u>議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p>
<p>(会議の開閉)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前<u>又は</u>散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p>	<p>(会議の開閉)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前、<u>又は</u>散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p>
<p>(付託事件を議題とする時期<u>及び</u>委員長報告)</p> <p>第36条 略</p> <p><u>2 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</u></p>	<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第36条 略</p>

<p>(修正案を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員長の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p>	<p>(修正案を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条第1項</u>の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条</u>の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p>
<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 <u>議会は</u>、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。</p>	<p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、<u>議会は</u>、更にその事件を同一の<u>委員会</u>又は他の委員会に付託することができる。</p>
<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後<u>又は</u>甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後、<u>又は</u>甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p>

<p>(<u>終了報告</u>)</p> <p>第69条 委員長は、<u>事件の審査又は調査を終了したときは、その旨を議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。</u></p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合<u>又は既に出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(<u>委員長報告</u>)</p> <p>第69条 委員長は、<u>委員会における審査又は調査の経過及び結果を議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>退場</u>させなければならない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、<u>又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 鳥取県議会会議規則

(昭和31年9月19日鳥取県会規則第1号)

目次

- 第1章 総則 (第1条—第14条)
- 第2章 議案及び動議 (第15条—第20条)
- 第3章 議事日程 (第21条—第23条)
- 第4章 選挙 (第24条—第31条)
- 第5章 議事 (第32条—第44条)
- 第6章 発言 (第45条—第57条)
- 第7章 委員会 (第58条—第69条)
- 第8章 表決 (第70条—第79条)
- 第9章 請願 (第80条—第85条)
- 第10章 秘密会 (第86条・第87条)
- 第11章 辞職及び資格の決定 (第88条—第92条)
- 第12章 規律 (第93条—第100条)
- 第13章 懲罰 (第101条—第106条)
- 第14章 会議録 (第107条—第109条)
- 第15章 補則 (第110条—第112条)
- 附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集日の午前10時までに議事堂等（議事堂又は災害、改修その他のやむを得ない事由のため議事堂を使用することができない場合において議長が別に定める場所をいう。以下同じ。）に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、別に参集時刻を定めることができる。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。こ

れを変更したときも、また同様とする。

(所属会派の届出等)

第4条 議員は、その所属する会派（2人以上の議員をもって結成されるものをいう。以下同じ。）を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 会派に属さない議員は、無所属とする。

(議席)

第5条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第6条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集の日から起算する。

(会期の延長)

第7条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第8条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第9条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。ただし、災害、改修その他のやむを得ない事由のため号鈴を使用することができない場合は、この限りでない。

(休会)

第11条 県の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議会の議決があったとき、又は議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第12条 開議、散会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前、又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(出席催告)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂等に現在する議員又は議員の住所、宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって行う。

(協議又は調整を行うための場)

第13条の2 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを設けることができる。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設ける場合には、その名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営に関し必要な事項は、当該協議等の場において別に定める。

(議員の派遣)

第14条 法第100条第13項の規定による議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定することができる。

- 2 前項の規定により議員の派遣を決定するときは、派遣の期日、場所、目的その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに記名して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに記名して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

- 2 委員会が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、委員長名をもって、あらかじめ議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第17条 動議(修正の動議を含む。)は、法において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第18条 修正の動議は、その案をそなえ、発議者が記名して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急又は簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(先決動議の表決順序)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成)

第21条 議事日程は、議長が定める。

(日程の宣告)

第22条 議長は、会議の始めにその日の議事日程を宣告する。

(日程の変更)

第23条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程を変更することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

2 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

3 投票による選挙を行うときは、議長は第1項の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第25条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第26条 議員は、順次、投票を備え付の投票箱に投入する。

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から第78条の規定により会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙結果の報告)

第29条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第31条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せて保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第32条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

3 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期及び委員長報告)

第36条 委員会に付託した事件は、委員会の審査又は調査の終了を待って議題とする。

2 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結

果を報告する。

(修正案を議題とする時期)

第37条 委員長の報告が終わったとき、~~又は~~又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

(委員長報告等に対する質疑)

第38条 議員は、委員長及び修正案の提出者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第40条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付することができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条第1項の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第43条 ~~議会は、~~委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、~~議会は、~~更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第44条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の場所)

第45条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項であって議席で発言するのが適当と認められるものについては、議席で発言するものとする。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第46条 会議において発言しようとする者は、議長の定めた期間内に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言及び緊急又は簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質問及び質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 通告しない者が発言しようとするときは、「議長」と呼び、議席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上発言を求めたときは、議長は、先発言者と認めた者を指名する。

(討論の方法)

第48条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

(発言時間の制限)

第51条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第52条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第53条 中止又は休憩のため、発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(発言の取消し又は訂正)

第54条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(質疑又は討論の終結)

第55条 質疑又は討論が尽きたと認めるときは、議長は、その終結を宣告する。

2 前項の宣告につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

4 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(質問)

第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問をすることができる。

2 議員は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議長の許可を得て、前項の質問に係る第46条第1項の期間を経過した後であっても発言通告書を提出して、質問をすることができる。

3 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(選挙及び表決時の発言制限)

第57条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第58条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第59条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(委員の発言)

第60条 委員は、発言しようとするときは、「委員長」と呼び、委員長の許可を得なければならない。

(委員外議員の発言)

第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第62条 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、緊急又は簡単な事項で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(分科会又は小委員会)

第63条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

2 分科会又は小委員会に関する事項は、委員会が決める。

(連合審査会)

第64条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第65条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第66条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとする場合には、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第67条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その期日、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第68条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員長報告終了報告)

第69条 委員長は、~~委員会における事件の~~審査又は調査の経過及び結果を終了したときは、その旨を議会議長に報告しなければならない。

第8章 表決

(表決議題の宣告)

第70条 議長は、表決を採ろうとするときは、その議題を会議に宣告する。

(起立による表決)

第71条 議長が表決を採ろうとするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。この場合において、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第72条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、投票で表決を採る。

2 前条第2項及び前項の投票は、押しボタン式投票によるものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、記名投票又は無記名投票によることができる。

3 押しボタン式投票は、議題を可とする者は投票機の賛成のボタンを、議題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことによってするものとする。

4 押しボタン式投票を行ったときは、賛否の氏名及びそれぞれの総数を議場に表示するものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、賛否の氏名を表示しないものとする。

5 押しボタン式投票を行う場合において、同時に賛否の氏名を表示する方法と賛否の氏名を表示しない方法の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを賛否の氏名を表示しない方法による押しボタン式投票で決める。

6 第2項ただし書の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第73条 記名投票を行う場合には、議題を可とする者は所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第74条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、議題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第75条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第76条 押しボタン式投票を行う場合には、第27条、第28条第3項及び第4項、第29条第1項、第30条並びに第31条の規定を準用する。この場合において、第28条第3項中「立会人の意見を聞いて議長が」とあるのは、「議長が」と読み替えるものとする。

2 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第77条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第78条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第79条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるものから順次表決を採る。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）の場合は、その所在地）及び氏名（法人等の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）の氏名を記載しなければならない。

2 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第81条 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表)

第82条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（法人等の場合は、その所在地）及び氏名（法人等の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。

(請願の委員会付託)

第83条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査)

第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を待って採択、不採択を決める。

ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。

(陳情書の処理)

第85条 議長は、陳情書（これに類するものを含む。以下同じ。）で、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

2 陳情書の内容が請願に適合しないときその他請願書の例によることが適当でないときの陳情書の処理は、議長が別に定めるところによる。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退場議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第87条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第88条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第89条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第90条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第91条 前条の要求については、議会は、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略することができない。

(資格決定の通知)

第92条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第12章 規律

(秩序及び品位の尊重)

第93条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第94条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー若しくは傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第95条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席の禁止)

第96条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第97条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第98条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第99条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第100条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書をもって発議者が記名して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第102条 懲罰については、議会は、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略することができない。

(戒告又は陳謝の案文)

第103条 戒告又は陳謝は、議会の決めた案文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は~~すでに既に~~出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第105条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第106条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 会議録

(会議録の記載事項)

第107条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の報告事項
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員長の報告事項
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 押しボタン式投票(第72条第4項ただし書の規定により賛否の氏名を表示しない場合を除く。)及び記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、印刷して、議員(配布を希望しない者を除く。)及び関係者に配布する。

2 前項の規定により配布する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第109条 会議録に署名する議員は、2人とし、会期の始めに議長が指名する。

第15章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第110条 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定により書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識

することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面等」という。）により行うこととしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と通知を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機と通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第4項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者があらかじめ書面等により通知を受けることを希望する旨を申し出た場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第82条第1項、第83条第1項及び第108条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を紙面若しくは映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 第1項又は第2項の場合において、当該通知に関するこの規則の規定により署名、記名その他氏名又は名称を書面等に記載すること（以下「署名等」という。）をすることとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、若しくは議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合又は議会等に対して行われ、若しくは議会等が行う通知に係る書面等のうちにその原本を確認し、若しくは交付する必要があるものがあると議長が認める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分

につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第111条 この規則の規定(第25条第1項(第76条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が書面等を作成し、又は保存すること(以下「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関するこの規則の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(会議規則の疑義に関する措置)

第112条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。

(別表 略)